

深保険発第817号  
令和3年12月 3日

深谷市国民健康保険運営協議会  
会長 須藤 邦男 様

深谷市長 小 島 進  
(公印省略)

## 回 答 書

令和3年度第1回深谷市国民健康保険運営協議会の報告事項に対する意見および質問について、下記のとおり回答いたします。

### 記

#### ① 報告事項「深谷市国民健康保険の事業状況等について（令和2年度決算）」

No.	項目名 (資料名)	意見および質問内容	回 答
1	P5 歳入 国民健康保険 税	国民健康保険税の 収納について	国民健康保険税の収納率につきまして、令和元年度は、93.66%、令和2年度は、95.06%と推移しております。 収納率向上の対策につきましては、督促状等の通知の送付や、納税相談はもちろんのこと、日曜開庁で納税相談・納付受付、オートコールの導入などを行っています。また、納付方法についてもコンビニ納付やペイジーの導入など幅広く選択肢を増やし、収納率の向上に努めております。
2	P5 歳入 国庫補助金	オンライン資格確認 の進行状況について	オンライン資格確認につきましては、令和3年10月20日から開始しております。健康保険証とマイナンバーの紐づけにつきましては、昨年度のシステム改修により完了しており、マイナポータル等での登録により健康保健証としてご利用いただける状況です。

			<p>医療機関におけるマイナンバーカードの健康保険証利用につきましては、令和3年11月28日現在市内では、19の医療機関、薬局にご参加いただいているところです。</p> <p>また、深谷市のマイナンバーカード交付率につきましては、29.4%となり、交付枚数は42,012枚（令和3年11月1日現在）となります。</p> <p>これらの情報はマイナンバーカード総合サイト、厚生労働省や総務省ホームページでご確認いただけます。</p> <p><a href="https://www.kojinbango-card.go.jp">https://www.kojinbango-card.go.jp</a></p> 
3	P5 歳入 繰入金	赤字解消計画は計画どおりに進んでいるのか現状を確認したい。	県に報告をしている平成28年度の解消すべき赤字額2,556万円については、計画通りに対応しており、計画終了年度の令和5年度に解消する予定です。
4	P7 歳出 総務費	被保険者証と高齢受給者証の一体化について	令和2年度の被保険者証の一斉更新から対応しております。
4	P7 歳出 保健事業	<p>歳出が減少したとあるが、来年度以降への影響はあるか。</p> <p>また、今後の健康増進対策や、特定健診受診促進対策についてはどうか。</p>	<p>歳出減少の主な要因は、新型コロナウイルス感染症の影響により、特定健診等の事業実施期間の短縮や受け入れ人数等の制限を余儀なくされたことで、特定健診等の受診者が減少したことに伴い、委託料が減少したことです。</p> <p>令和3年度については、緊急事態宣言解除の影響もあり、受診者数が増加傾向にありますが、今後も十分な新型コロナウイルス感染症対策を実施し、安心して受診できる環境を整え、受診者数の増加に努めてまいります。</p> <p>特定健診の受診促進については、令和3年年度から集団健診に加えて個別医療機関での健診も開始し、受診機会の拡大に努めております。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、健康増進対策や特定健診受診勧奨を含め、事業実施には以前よりも様々な工夫が必要となっておりますが、今後も社会的状況を注視しながら事業を進め、被保険者の健康増進、病気の早期発見、重症化予防などに努めてまいります。</p>

			ます。
5	P7 歳出 諸支出金	<p>①被保険者からの医療費返還とはどのようなものか。</p> <p>②また、諸支出金が前年度より増加した理由は何か。</p>	<p>①被保険者が社会保険に加入したことなどにより、国民健康保険の資格を喪失したにもかかわらず国民健康保険証を使用し、医療機関を受診した場合などに、保険者負担分の返還を求めるものです。</p> <p>②普通交付金の返還金が増加したことが主な要因です。</p> <p>平成30年度の国保制度改革で、これまで各市町村で個別に負担していた医療費を県が負担することになり、各市町村は県から医療費と同額の普通交付金を交付されています。</p> <p>県は、医療費の支払いに不足が生じないよう、市町村へ十分な額の普通交付金を交付していますが、令和2年度は想定よりも医療費の支払いが少なかったため、返還金が増えたものです。</p>
	P11 傷病手当金 傷病見舞金 制度について	傷病手当金や傷病見舞金について、コロナ禍の限定的な取り扱いとして、今後も継続して給付事業を行っていくのか。	傷病手当金については、国の要請に基づき実施しているもので、国の補助金が交付される期間に限定して実施しています。傷病見舞金については、深谷市独自の制度ではありますが、傷病手当金を補完する制度として実施しておりますので、傷病見舞金のみを継続していく予定はありません。
	P11 傷病手当金 傷病見舞金 制度について	<p>①各制度の支給額について、差が生じているがこのことについてはどういう考えか。</p> <p>②また、被用者の立場から考えると、個人事業主が優遇されているととれるが市としての考えはどうか。</p>	<p>①傷病手当金（被用者）につきましては、国の基準に基づいておりますが、労務に服することができない期間や就労日数を明確にすることによって支給額を決定しております。一方、傷病見舞金（事業主）については、様々な事業体系があり、就労日についても変則的であることを鑑み、以下の試算を基に一律20万円としております。</p> <p>（傷病見舞金試算）</p> <p>埼玉県最低賃金926円 × 8時間（労働時間） × 27日（1月（30日）から国の労務に服することができ</p>

			<p>ない起算日の3日を引いたもの) = 200,016円</p> <p>②被用者等の給与所得者につきましては、傷病手当金制度も含め、会社等の組織での保障などがある中で、個人事業主におかれましては、持続化給付金等の営業に関しましての保障はありましたが、新型コロナウイルス感染症を罹患した場合の保障制度はございませんでした。そのため、深谷市では、傷病見舞金の制度を創設し、個人事業主に対しまして支給を行うことといたしました。</p> <p>なお、傷病手当金については「感染の疑い」であっても支給対象とする一方、傷病見舞金については「感染したこと」が支給対象の要件となるなど、要件がより厳しいものとなっております。このように制度間で差が生じておりますが、国の制度で対象とならない被保険者についても、感染拡大防止の観点から、仕事を休みやすい環境を整えることは必要であると考えております。</p> <p>財源に関してですが、傷病手当金につきましては、国の特別調整交付金により全額の補助がございます。また、傷病見舞金につきましては、市の単独事業ではございますが、令和3年度については、地方創生交付金の活用を検討しています。</p>
	<p>P11 新型コロナウイルス感染症対策について</p>	<p>市として、保険給付費を抑制するために、ワクチン接種の早期完了、マスク着用・手指の消毒の徹底に努めてほしい。</p>	<p>国保保険者としましても、新型コロナウイルス感染症の感染予防については、被保険者の健康を守ると共に、健全な財政運営を行う上でも大変重要なことであると考えております。国保運営協議会において頂いたご意見については、各担当にお伝えしてまいります。</p> <p>深谷市のワクチン接種率につきましては、深谷市ホームページにて公開しております。</p> <p><a href="http://www.city.fukaya.saitama.jp/important/1614558804740.html">http://www.city.fukaya.saitama.jp/important/1614558804740.html</a></p> <p>【深谷市 ワクチン接種率】で検索</p> 

**【担当】**

深谷市役所 市民生活部 保険年金課

国保税係 中嶋、小林

(電話) 048-571-1211 (代表)

(内線) 2171、2172